



まさに今が見ごろ 秋を感じに行きませんか

10月20日、秋を彩る恒例の「みやぎ大菊花展柴田大会」が船岡城址公園で始まりました。出展された菊は、県内の愛好家が丹精込めて育てたもので、三本仕立てや懸崖、福助など約2,300鉢が会場を埋め尽くしました。訪れた方は、色とりどりの菊で作られた五重の塔や風景場面などに見入っていました。大菊花展は11月10日まで開催されています。

- 柴田町の次期総合計画を策定します
- 守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ
～あなたの声が子どもを虐待から守ります～
- DV（ドメスティック・バイオレンス）

総合計画を策定します



■ **総合計画の策定は**
柴田町の最上位計画として、10年後の町の将来像やまちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ体系的にまとめていきます。
計画構成は、基本構想、基本計画、実施計画となります。

現在の総合計画（柴田町新長期総合計画「新しばた21」）は平成22年度で終了しますので、23年度から10年間の次期計画として「第5次柴田町総合計画」を策定します。
新しい総合計画の策定についてご紹介します。

基本構想

町の将来像を描き、まちづくりの方向性を示します。

計画期間：平成23年度～平成32年度（10年間）

基本計画

基本構想を実現するため、各種施策を示します。

計画期間：前期計画 平成23年度～平成27年度（5年間）

後期計画 平成28年度～平成32年度（5年間）

実施計画

基本計画の施策を具体的に事務事業として示します。

計画期間：3年間（ローリング方式で毎年度見直し）



柴田町の次期総

策定の進め方

基本構想・基本計画の策定は10月からスタートしましたが、最終的にこれらの計画案が完成しましたら、総合計画審議会に諮問し、議会の議決を経て、23年3月までに決定します。実施計画はその後の作成となります。また、23年度からはこの総合計画を指針に町政運営を図っていきます。

今回、策定にあたっては、「住民との協働のまちづくり」の観点からまちづくりワークショップ、地区懇談会など、住民参加の機会を設けます。また、まちづくりアンケート調査、各種団体ヒアリングやパブリックコメント（町民からの意見募集）を実施します。

総合計画の策定予定

平成21年度

- 策定委員会等を庁内に設置して策定スタート
- まちづくりアンケート調査
- まちづくりワークショップ
- 各種団体ヒアリング

平成22年度

- 基本構想素案の完成
- パブリックコメント（基本構想素案）
- 地区懇談会
- 基本計画素案の完成
- パブリックコメント（基本計画素案）
- 総合計画審議会へ基本構想案・基本計画案を諮問
- 議会に基本構想案を提案
- 第5次柴田町総合計画の決定

すか？」 町民の皆さんにお聞きしました

食生活改善推進員をしており、食育活動の一環として地産地消や食材を生かし使い尽して、ごみの減量化に結びつける事業に取り組んでいます。また、ユズなどの地元食材の良さや自然の素晴らしさを子どもたちに伝えたいと活動しています。子どもたちは一緒に学ぶことで人間関係が豊かになっていくのを感じます。食育の情報交換ができる交流施設を整えていただきたいと思っています。



水原和子さん

普段は会社に勤めるサラリーマン。休日には、兼業で農業をしています。これからの農業にはさまざまな問題があると思います。農業従事者の高齢化や後継者不足の問題、農作物価格の下落など、改善されるべきことは多くあります。安定した農業を営めるよう、また、安心して子どもに後を継がせて、農業が発展し、日本の食糧自給率が少しでも高められるような政策を期待しています。



大宮光広さん

まちづくりワークショップは、基本構想づくりにおいて、町の将来像や今後のまちづくりの方向性を町民の視点で語り合う場です。その結果は町に報告していただきます。

- ▶ **募集対象**／町内居住または柴田町に通勤、通学をしている 18 歳以上の人
- ▶ **募集人数**／ 20 人以内
- ▶ **活動期間**／平成 21 年 12 月から平成 22 年 5 月までの期間、月 2 回程度、平日夜間または土日開催します。
- ▶ **応募方法**／所定の応募用紙に住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号などを記入し、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で下記連絡先（企画財政課）にお申し込みください。応募様式は役場・槻木事務所の窓口に備え付けてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。
- ▶ **応募締切**／ 11 月 18 日(水)まで
- ▶ **決定方法**／応募多数の場合は、抽選で参加者を決定します。決定後に連絡します。
- ▶ **その他**／報酬・交通費などはありません。無報酬での参加となります。

まちづくり
ワークショップへの

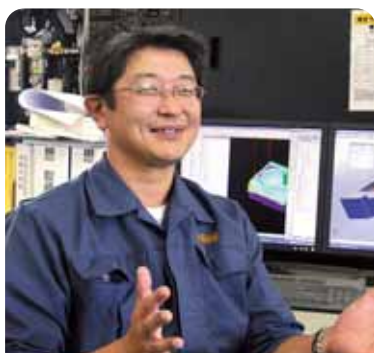
参加者を募集
します

「どのような町になってほしいで



松田 海 愛さん

学校や友達の家遊びに行くとき通っている道路をもっと広くきれいにしてほしいです。夜も明るい道路にすれば交通事故もなくなるし、おじいちゃんおばあちゃんたちも安全に通れます。ごみも落とさないようにすれば、きれいな町になると思います。それと、みんなが先生やいろいろな人にあいさつするようになってほしいです。みんなが仲良くなれるともっと楽しい町になると思います。



庄司 大さん

射出成形プラスチック製品の金型工場を経営しており、皆さんにお世話になっていきます。仕事で県内外から訪問いただくお客さまへ町の紹介をする機会がありますが、船岡城址公園や土手の桜、蔵王などへのアクセスなど話題が豊富なことも町の特質と考えています。内外から魅力あるまちづくりを期待しています。また、家庭内から見ますと安心して子育てができる町として発展してほしいと思います。

まちづくり アンケートに

ご協力ください

総合計画の策定において、広く町民の意向を確認するために、「柴田町まちづくりアンケート調査」を実施します。

- ▶調査対象／町内在住の18歳以上の方から無作為抽出、3,000人を対象。
- ▶調査内容／まちづくりの方向性や各種施策の満足度など。
- ▶調査方法／11月中旬、対象者の方へ行政区長を通じて調査票を配付します。記入した調査票は11月30日(月)まで返信用封筒により提出。

【問い合わせ・連絡先】

柴田町役場企画財政課

〒989-1692 柴田町船岡中央2丁目3-45

電話 0224-54-2111 (内線 273)

FAX 0224-55-4172

Eメール plan@town.shibata.miyagi.jp



11月は児童虐待防止月間です。

(H21年度標語)

「守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ」

～あなたの声が子どもを
虐待から守ります～

「児童虐待」は子どもの体や心に大きな傷を負わせ、ときには大切な命までも奪ってしまいます。親や家庭が抱える社会的、経済的、心理的、精神的なさまざまな事柄が複雑に絡み合っただけでなく、親や家庭だけでは解決することは大変困難です。児童虐待を一刻も早く発見し、虐待から子どもたちを守るために、地域の皆さんの理解と協力が必要です。



児童虐待とは？

児童虐待の防止等に関する法律第2条において、「保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう」として下記の4つの行為が規定されています。なお、個別の事例において虐待かどうかを判断する場合は、子どもや保護者の状況、生活環境なども考慮し総合的に判断します。そして、その時に最も重要なことは、子どもの側に立って判断することです。保護者が「しつけ」と称して行っていることも、子どもにとって有害な行為は虐待です。保護者の思いや行為の程度とは関係ありません。

身体的虐待… ○外傷～打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋(ずがい)内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷 など

○暴行～首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、冬戸外に閉め出す など

性的虐待…… ○子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆 など

○性器や性交を見せる、わいせつ写真の被写体にする など

ネグレクト… ○子どもの健康・安全への配慮を怠っている

(養育の放棄・
保護の怠慢)

- ・家に閉じこめる (子どもの意思に反して学校などに登校させない)
- ・病気になっても病院に連れて行かない
- ・乳幼児を家に残したまま度々外出する

○子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない (愛情遮断など)

○食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢

- ・適切な食事を与えない
- ・下着など長期間ひどく不潔なままにする
- ・極端に不潔な環境の中で生活をさせる など

○子どもを遺棄する

○同居人が虐待行為を行っていても放置する

- 心理的虐待…** ○ことばによる脅かし、脅迫 ○子どもを無視する、拒否的な態度を示すこと
 ○子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
 ○子どもの自尊心を傷つけるような言動
 ○ほかのきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
 ○子どもの前で配偶者やその他の家族に対し暴力をふるう

虐待のサイン

虐待は、家庭という密室で行われることが多いため、実際にその現場を目にすることはあまりありません。また、虐待を受けている子どもは、親に強く口止めされたり、親に見捨てられることを恐れていたたりするので、自分から助けを求めることはほとんどありません。しかし、虐待を受けている子どもや親は何らかのサインを出しています。周囲の人、身近な人がいち早くこのサインに気づき、支援につなげることが大変重要です。

虐待を受けている子どもや親、家庭には、次のような特徴が見られます。一つだけでなく、複数の項目に該当したり、継続したり、頻繁に見られたりする場合は虐待が疑われます。疑わしいと感じたら、ご連絡（通告）をお願いします。

子ども	<input type="checkbox"/> 不自然な傷やあざ、火傷のあとがある <input type="checkbox"/> 表情が乏しく笑顔が少ない、元気がない <input type="checkbox"/> 極端にやせている、同年齢の子どもと比べて極端に小さい <input type="checkbox"/> いつも同じ服を着ている、衣服、顔、髪、爪、皮膚等が不潔である <input type="checkbox"/> 態度がおどおどしている、保護者の顔色をうかがう <input type="checkbox"/> 食べ物への執着が強い、隠すようにしてむさぼり食べる <input type="checkbox"/> 他者に対して乱暴である、他児や動物をいじめる <input type="checkbox"/> 不自然な時間に外出している、家に帰りたがらない <input type="checkbox"/> うそが多い、傷や家族のことで不自然な答えが多い、話さない <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的な言葉や行為が見られる、性的なことに過度に関心を示す
家庭	<input type="checkbox"/> 子どもの泣き声が頻繁に聞こえる、叫び声が聞こえる <input type="checkbox"/> 親の怒鳴るような叱責をよく聞く、物を投げつけるような音がする <input type="checkbox"/> 小さな子どもが夜遅くまで出歩いている <input type="checkbox"/> 親が夜遅くまで帰宅せず、小さな子どもたちだけで夜を過ごしている <input type="checkbox"/> 乳児や幼児がいるはずなのに、ほとんどその姿を見かけない <input type="checkbox"/> 家にいるのかいないのか存在がわからない、人を家の中に入れたがらない <input type="checkbox"/> 夫婦喧嘩が多い <input type="checkbox"/> 地域、親族などとの交流がなく孤立している、援助者がいない
親（保護者）	<input type="checkbox"/> 子どもの健康や安全への配慮がない、食事を与えない <input type="checkbox"/> 子どもを怒鳴る、叩く <input type="checkbox"/> しつけが厳しすぎる <input type="checkbox"/> 子どもの悪口を言う、非難をする、養育に対して拒否的である <input type="checkbox"/> 子どもの話題を避ける <input type="checkbox"/> 子どもの扱いが乱暴、冷淡である <input type="checkbox"/> 小さな子どもを残してよく外出している <input type="checkbox"/> 子どものけがや欠席について不自然な説明をする <input type="checkbox"/> 育児についての知識に乏しい

あなたからの一本の電話で 守られる命、救える家庭があります

虐待を受けた子どもへの影響

虐待を受けた子どもへの影響として、次のようなさまざまなものがあります。また、虐待が長期に及んだ場合、これらの深刻な影響は成人後まで残り、虐待を受けて育った親が、自分の子どもに虐待を繰り返すことも、かなりの割合で起きています。



- 暴力による直接的な身体的外傷、後遺症
- 暴力を受けた体験から派生するさまざまな情緒的、精神的な問題
- 発育障害や発達遅滞
- 安定した愛着関係を経験できないことによる対人関係の問題（暴力、ひきこもりなど）
- 自尊心の低下 など

虐待かなと思ったら…

●はつきりしない場合もご連絡ください

どうも様子がおかしい、虐待かな、と思ったら、柴田町子ども家庭課や宮城県中央児童相談所、仙南保健福祉事務所にご連絡ください。虐待かどうか判断できない場合でも連絡・相談してください。間違っていたからといって連絡（通告）した人が責任を問われることは一切ありません。

●虐待の通告は国民の義務です（通告義務は守秘義務に優先します）

虐待の通告は児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条において国民の義務とされており、また、刑法に定める秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定が、虐待の通告を妨げるものと解釈してはならないとされており、通告義務が守秘義務に優先するということが定められています。

●通告した人の秘密は守られます

相談や通告をした人については、児童虐待の防止等に関する法律第7条により、通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない、とされており、通告をされた方に関する情報は確実に守られます。

●虐待でなかったらどうしよう…、少し大げさではないか…、私がやらなくても誰かが…、身内の恥を話したくない…。

誰も面倒なことには関わりたくないという意識や、自分がやらなくとも誰かがやってくれるだろうという意識を持ちがちです。しかし、児童に対する虐待、特に乳幼児に対する虐待は気付かれにくく、命に関わるような重大な事例も少なくありません。また、虐待を行っている親も苦しんでいる場合が多いのです。あなただけが気付いているかもしれません。ほんの少しの勇気をもって、ご連絡をお願いします。

通告の際のポイント

虐待通告というと大変なことのように思われるかもしれませんが、特に面倒な手続きや様式があるわけではありません。あなたが分かる範囲のことをメモしておき、速やかに電話や手紙などでお知らせください。親の立場より子どもを守ることを最優先に考えてください。気になることがあったら、一人で抱え込まず、ぜひ、ご相談ください。

- ①虐待等があった日時
- ②児童と保護者について（名前、年齢、性別、住所など）
- ③虐待の恐れや虐待の状況（誰が、どのようなことを児童に対してしているのか、気がついたこと）
- ④通告者の住所、氏名、連絡先（可能であれば）

相談・ 通告先

- 柴田町役場子ども家庭課 ☎ 55 - 2115
- 宮城県中央児童相談所 ☎ 022 - 224 - 1532
- 仙南保健福祉事務所 母子・障害班 ☎ 53 - 3132
- 子どもの生命に危険が及ぶと感じたら、110番通報してください。

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。

Domestic Violence

ドメスティック・バイオレンス

夫や妻、恋人など、親密な関係にある、またはあった配偶者やパートナーから振るわれる暴力のことです。その被害者は多くの場合、女性です。DVは犯罪行為であり重大な人権侵害です。

DVは社会全体の問題です

DVの背景には、男女間の経済力の差や、男尊女卑の考え方があると言われています。DVをなくすためには、DVを社会的な人権問題としてとらえ、一人一人の意識を変える必要があります。

DVは被害者にも子どもにも大きな影響を与えます

暴力によって身体的な被害を受け、また、被害者の心身を傷つけるばかりでなく、子どもにも大きなストレスとなり心身に影響を与えます。

DVの種類

【身体的暴力】

殴る、ける、物を投げつける、首を絞める、髪を引っばる、引きずり回す、飲食・睡眠・服薬を制限される など

【精神的暴力】

召し使いのように扱う、人前で侮辱する、被害者の人格を否定する、無視する、脅す、怖がらせる、威嚇する、常に批判や非難をする など

【言葉の暴力】

大声で怒鳴る、「ばか」「死ね」「離婚してやる」「嫌なら出て行け」「実家の家族がどうなってもいいのか」などと言う など

【経済的暴力】

生活費を渡さない、お金を取り上げる、働きたいのに働かせない など

【性的暴力】

性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など

一人で悩まないで、相談を

「他人に迷惑が掛かる」「自分が我慢すれば」などの理由から一人で悩んでいる人が多くいます。暴力を受けているのは、あなたが悪いからではありません。まずは相談機関へお電話ください。また、身近で思い当たる人がいれば相談機関へ相談するように勧めてください。

相談機関

- ◎配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター） ☎ 022-256-0965
- ◎仙南保健福祉事務所 母子・障害班 ☎ 53-3132
- ◎大河原警察署 生活安全課 ☎ 53-2211
- ◎柴田町役場子ども家庭課 ☎ 55-2115

手続きなどの案内

- ◎仙台地方裁判所大河原支部 ☎ 52-2101



柴田町長 滝口 茂

11月23日は勤労感謝の日です。勤労を尊び生産を祝い、互いに感謝し合う日として昭和23年に制定されました。以前の新嘗祭に当たり天皇陛下が神々に新米を供え、御自身もお召し上がりになった宮中行事でもありました。

日本人にとって働くことの原点はまさに米作りであり、勤勉に働いてさえいれば豊富な水と肥沃な大地によって日々の暮らしは守られていました。

しかし、日本の産業が農業から工業へとシフトするにつれて、働く喜びは会社から与えられることになりました。会社人間として一生懸命働いた結果、収入が増え生活も豊かになっていったことで、「働くこと」それ自体が生きがいとなったのが日本人の特性です。しかし、経済がグローバル化し、コスト競争が激しくなるにつれて、会社の生き残り策として最初に手をつけられたのが派遣切りであり、従業員のリストラでした。これまで会社と従業員とで培ってきた労使協調路線はも

雇用対策について

ろくも崩れ、解雇されれば一気にどん底な生活を強いられる「不安な社会」となってしまいました。こうした社会を健全な姿に戻していくためには安心して働ける仕事場の確保や生活に困らない賃金の保証がぜひとも必要です。

もう一度、終身雇用、正社員尊重、労使協調といった働く人を大切にした日本的雇用慣行を再構築していかなければならないと思います。

町としてできる雇用対策は企業誘致や既存企業の成長支援を通じて行なっておりますが、さらに今後は地域自前で新たに働く場をつくり出していくことが重要だと考えています。

まず手始めに今月中にも観光協会と太陽の村運営組合を統合し、(仮称)柴田町観光物産協会を立ち上げ、「観光によるまちづくり」を本格化することにいたしました。

新協会には観光資源の掘り起こしによる新ビジネスや雇用の創出を図る推進エンジンとしての役割を期待しています。

みやぎ県南中核病院 からのお知らせ

問 みやぎ県南中核病院 ☎51-5500 <http://www.southmiyagi-mc.jp/>

救急外来からのお願い



救急外来では年間約12,000件(救急車3,200台含む)の時間外受診を受け入れております。このほか時間外に病気の内容、検査等の電話相談は救急外来看護師が対応しております。これらの電話対応は休日昼間の時間帯で一日平均38件、平日や休日の夜間帯で平均28件に達し、一件当たり10分以上対応することも少なくありません。現在人員不足のため専属のスタッフを配置することができません。従いまして、救急車の搬入などで救急外来に緊急業務が発生した場合にはやむを得ず電話対応を中断させていただくこともございますので、ご了解いただきますようお願いいたします。以上の状況をご理解の上、時間外のご相談電話につきましては救急外来受診の必要性に関することなどお急ぎの内容に限っていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

みやぎ県南中核病院長 内藤 広郎



「もったいない」は



あなたが主演

3R
1

ごみ減らす合言葉

「いりません」「もったいない」「よみがえる」

ちょっとした工夫で家庭から出るごみを減らすことができます。
ものを買うとき・使うとき・捨てるときにこの合言葉を実践してください。
きっと家庭から出る“ごみ”が少なくなります。

まずは「いりません」

ものを買うとき、ごみになるものを家に持ち込まないようにしましょう。

例えば…

- お弁当などに付いてくる割り箸やスプーンは断る
- マイバックを活用して、レジ袋は必要以上にもらわない
- 食材は必要な分だけ買い、食べきれぬ量を調理する
- 包装は簡単なものにしてもらう



次に「もったいない」

ものを使うとき、愛情をもって大切に長く使いましょう。

例えば…

- 乱暴な使い方をしない
- 壊れたものはできる範囲で修理してみる
- リサイクルショップやフリーマーケットを利用する
- 別な使い方ができないか考える



最後に「よみがえる」…次号に続く

広 告

まちかど NEWS



収益金24万5201円を町に寄付

コンサートで図書館開館を支援

来年度オープンを目指す図書館を支援する、柴田町図書館支援チャリティコンサート（同実行委員会主催）が、9月20日、槻木生涯学習センターで開かれ、津軽三味線奏者の数又利夫さん率いる「数又会社中」と、民謡歌手加藤節子さんがボランティア出演。詰め掛けた約270人が歌と演奏を楽しみました。実行委員会は、このコンサートの収益金を図書館の図書購入費用として町に全額寄付しました。



ステージと客席が一体となり盛り上がりました

直してくれてありがとう

おもちゃ病院を知っていますか。しばたおもちゃ病院は、平成20年に設立。6人のドクターが在籍し、町内3カ所、町外2カ所で壊れたおもちゃを患者さんに見立てて修理してくれるボランティアグループです。この日も子どもたちが患者（壊れたおもちゃ）を連れてきました。「ここが原因なので手術をします」など本当に病院のような会話が飛び交います。修理が終わると子どもたちは大喜びでした。

大切なおもちゃを一生懸命修理してくれます



富沢磨崖仏を熱心に見学

いきいきとした暮らしの応援

団塊世代の皆さんが、これまでの経験を生かして地域で活躍することを目的とした「団塊世代の応援塾」が10月3日に開講しました。この日は、町再発見と題して町内の生涯学習施設や文化財などを見学。参加者は「初めて見たので良かった」「友達にも教えてあげたい」などと話していました。この講座は全4回で、郷土料理の実習やボランティア活動団体との交流会も予定しています。

広告

生徒一人一人が主役

NEWS

10月16日・17日の2日間、「足跡」をテーマに、槻木中学校文化祭が開催され、17日は一般公開が行なわれました。2年生のステージ発表は学級対抗の「Newソーラン節」演舞。揃いの法被を身にまとい力強く踊る姿に会場からは大きな拍手が送られました。また、校内では、生徒たちが作った作品や個人新聞などが数多く展示され、保護者や地域の方の目を楽しませています。



クラスごとにオリジナルの演技を取り入れました

歴史の絆を確かなものに

NEWS

姉妹都市や歴史友好都市になっっている、柴田町、亘理町、山元町、北海道伊達市、福島県新地町の首長が一堂に会し、まちづくりについて語り合う、伊達開拓「ふるさと従兄弟(いとこ)まちづくりサミット」が山元町で開催され、「防災のまちづくり」をテーマにパネルトークが行なわれました。滝口町長は「ヒーターや毛布など冬の避難所の対応をする必要がある」と紹介しました。



来年は柴田町が会場となります



「体験して学べるものを与えること」と話す粟木教授

子どもと一緒に親も成長

NEWS

来年の新入学児童の保護者を対象とした「子育て・親育ち講座」が、10月15日に東船岡小学校で開催され、仙台大学の粟木一博教授が「教育は家庭から」と題し講演を行いました。粟木教授は「オリンピック選手も初めは地域や家庭が育ててくれた」と家庭における教育の大切さを心理テストやゲームを交えながら熱心に伝えました。講演中は、メモを取る参加者の姿も多く見られました。



「カギかけ、声かけ、気かけよこ」を呼びかけています

犯罪のない町を目指して

NEWS

10月19日、第20回宮城県防犯診断競技大会が宮城県警察学校(名取市)で開催され、柴田町防犯実動隊の金野もと子副隊長と高橋富士男隊長が大河原警察署管内代表で出場しました。大会には県内各警察署の代表24チームが参加。制限時間内できかに適切な防犯診断を行なうかを競います。隊員は、家屋の周りや自転車なども点検し、主婦役の婦人警官に戸締りなどの指導を行ないました。

広告

広告

すばらしい仲間たち

軽やかに笑顔でステップ

すずらんフォークダンス愛好会



フォークダンスとは、「世界各国の民謡に合わせ、その地方に伝わる民族舞踊を楽しく踊る」ことで、その中には、日本舞踊や盆踊りなども含まれるそうです。

今回は、懐かしい「マイム・マイム」や、今はやりの歌謡曲、ワルツなども取り入れダンスを楽しんでいるすずらんフォークダンス愛好会を紹介します。

この愛好会は、町が開いた教室をきっかけに気の合う仲間たちで結成され、今年で10周年を迎えました。会員は50歳から80歳代の16人。藤原三恵子先生の指導で月2回の活動のほか、介護施設の慰問や発表会なども行っています。

代表の江口久江さんは、「いつまでも健康で明るい生活を送れるよう、音楽に合わせて身体を動かし、親睦を図りながらフォークダンスを楽しんでいます。また、頭の体操にもなるので皆さんの入会をお待ちしています」と、参加を呼び掛けています。

手作りの衣装を着て、軽快な音楽に合わせて踊るフォークダンスの輪の中には、笑顔があふれていました。毎月2回、木曜日の午後1時30分から船岡生涯学習センターで活動しています。

現在、会員を募集中。男性の参加も大歓迎です。問い合わせは、江口さんまで。電話番号は54・2792



こうほう 文芸

川柳

梅雨明けるところか夏を通りこし

四日市場 郷土 山櫻

公約は口約なのだど期待せず

四日市場 曳地 真翔

里帰り声が行き交う国訛り

上名生 西村 久子

賞味期限もつたいないと書いてない

船岡 鈴木 智子

人世の波瀾万丈それもよし

船岡 富山当茂子

応援の力が抜けた負け試合

船岡 萩原 善助

原爆で力の尽きた神の国

船岡 島貫よし雄

命ある限りを点す女の灯

船岡 小野寺せつ子

短歌

笙の音に月かしづかれのぼりけり

畏み畏館山てらせ給へ

船岡 大槻 信吉

ひがん花稲架にうつろふ秋あかね

石垣棚田にいにしへ惚べり

船岡 柄目 けい子

森の中きれいにさえずる小鳥きて

姿見えずに天空に響く

船岡 沢田 順子



告 告

告 告



夢空間 2009



はなちゃん (ペンネーム)

年々と日々の時間が早過ぎて

水戸貞夫 (船岡士手内)



薮田葵月ちゃん (1歳7カ月)
(船岡南)

ひとこと ばあばが大好きな、あづきちゃん。
誰からも愛される心のやさしい人になってね。
(父：幸平さん 母：真弓さん)



お子さん(4歳まで)の写真をお待ちしています。写真の裏にお子さんの名前を必ず書いてください。投稿者の住所、氏名、電話番号、子どもの名前・生年月日を明記し、「ひとこと」を添えて応募してください。

こども美術館



「私たちの校舎」

槻木小学校 6年
高橋絵理華さん



「私たちの校舎」

槻木小学校 6年
山田真夢さん

ふれあいマイタウンは、町民の皆さんからの応募・紹介でつくるコーナーです。俳句・川柳・短歌に興味がある(こほう文芸)、とてもすきな方なので紹介したい(人間もよう)、自己表現コーナー(夢空間 2009)、子どもの成長の写真やかわいい孫の写真を載せたいという方(町内にお住まいの4歳以下のお子さん)、はがき、手紙などで11月12日(木)までご応募ください。 ■連絡先/まちづくり推進課 ☎55-2278

広 告

広 告

ワン・ステップ One Step

まちの図書館づくり Vol.3

平成22年度のオープンを目指し、柴田町初の図書館設置に向けた準備作業がスタートしています。まさしく第一歩(ワンステップ)。準備作業は教育委員会生涯学習課職員のみならず、住民有志のボランティアの皆さまとの協働で準備作業を進めていきます。

このページでは、図書館立ち上げに向けた取り組みを情報発信していきます。



ありがとう

図書館の寄贈

9,151冊

(H21.10.20現在)



あなたの一冊を図書館へ 引き続き、図書館の寄贈お待ちしております

寄贈図書
整理作業中



ボランティアの方々が、寄贈された図書を一冊一冊手に取り図書の状態を確認する作業を行っています

図書館への図書の寄贈を呼びかけて約2ヵ月。おかげさまで、町内の方はもちろんのこと、地元の新開やテレビ、ラジオでも取り上げられたこともあり、宮城県内や県外にお住まいの方々からも多くの図書が贈られてきています。図書を寄贈していただいたすべての方々に感謝申し上げます。

教育委員会では、引き続き図書の寄贈を受付中です。ぜひ、あなたの一冊を来年度開館を目指す図書館へお贈りください。

■問合せ先(あて先)

〒989-1692 柴田町船岡中央2丁目3-45

柴田町教育委員会 生涯学習課

TEL55-2135 FAX55-2132

Eメール: social-edu@town.shibata.miyagi.jp

ぜひ寄贈していただきたい種類の図書です

- ★エッセイ ★人生論 ★児童書(絵本、クイズ本、なぞなぞの本、ゲーム本など)
- ★日曜大工の本 ★裁縫の本 ★着付けの本 ★手芸の本 ★料理の本
- ★旅行の本 ★住宅・インテリアの本 ★園芸・ガーデニングの本
- ★各種スポーツに関する本 ★手紙・あいさつ・スピーチの本 など

図書館活用法 利用方法は人それぞれ、その時々で...

ごく限られた人たちの学習の場から、一人ひとりの暮らしに役立つ図書館へ

- ◆日常生活や仕事のために必要な情報・知識を得る。
- ◆関心のある分野について学習する。
- ◆政治的・社会的な問題などに対するさまざまな思想・見解に接し、自分の考えを決める糧にする。
- ◆自分の住む地域の行政・教育・産業などの課題解決に役立つ資料に接し、情報を得る。
- ◆各自の趣味を伸ばし、生活にくつろぎと潤いをもたらす。
- ◆子どもたちは、読書習慣を培い、本を読む楽しさを知り、想像力を豊かにする。
- ◆講演会・読書会・鑑賞会・展示会などに参加し、文化的な生活を楽しむ。
- ◆人との出会い、語りあい、交流が行われ、地域文化の創造に参画する。



桜の名所
船岡城址公園下

来年度、図書館が併設される
しばたの郷土館(ふるさと文化伝承館)

人口と
世帯数



38,725 人
(前月比 12 人減)



19,306 人
(前月比 2 人減)



19,419 人
(前月比 10 人減)



14,517 世帯 (平成 21 年 10 月 1 日現在)
(前月比増減なし)